

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課		
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)				
1 活性化支援センター	伊集院地域活性化支援センター	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課	
2 活性化支援センター	伊集院地域活性化支援センター	研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課	
3 活性化支援センター	伊集院地域活性化支援センター	大ホール	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	280	87.5	地域づくり課	
4 活性化支援センター	伊集院地域活性化支援センター	調理実習室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課	
5 活性化支援センター	妙円寺地域交流センター	講座室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課	
6 活性化支援センター	妙円寺地域交流センター	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課	
7 活性化支援センター	妙円寺地域交流センター	大ホール	全面	①1,100 ②1,100 (1h 275.0) ③2,200	1時間につき	410	135.0	地域づくり課	
8 活性化支援センター	妙円寺地域交流センター	大ホール	半面	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課	
9 活性化支援センター	妙円寺地域交流センター	料理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	90	0.0	地域づくり課	
10 地区公民館	鶴丸地区公民館	中会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課	
11 地区公民館	鶴丸地区公民館	小会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	170	32.5	地域づくり課	
12 地区公民館	鶴丸地区公民館	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課	
13 地区公民館	鶴丸地区公民館	大ホール	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	280	87.5	地域づくり課	
14 地区公民館	鶴丸地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課	
15 地区公民館	鶴丸地区公民館	トレーニングルーム	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	60	0.0	地域づくり課	
16 地区公民館	高山地区公民館	宿泊・研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課	
17 地区公民館	高山地区公民館	集会室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課	
18 地区公民館	高山地区公民館	交流室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課	
19 地区公民館	高山地区公民館	談話室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課	
20 地区公民館	高山地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	80	0.0	地域づくり課	
21 地区公民館	高山地区公民館	体育館	1時間につき	220	-	250	30.0	地域づくり課	
22 地区公民館	高山地区公民館	プール	小・中学生及び高校生	1人当たり	110	-	削除	-	地域づくり課
23 地区公民館	高山地区公民館	プール	一般	1人当たり	150	-	削除	-	地域づくり課
24 地区公民館	上市来地区公民館	大会議室	全面	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	280	87.5	地域づくり課	
25 地区公民館	上市来地区公民館	大会議室	5分の4面	①610 ②610 (1h 152.5) ③1,230	1時間につき	220	67.5	地域づくり課	
26 地区公民館	上市来地区公民館	大会議室	5分の3面	①460 ②460 (1h 115.0) ③920	1時間につき	170	55.0	地域づくり課	
27 地区公民館	上市来地区公民館	大会議室	5分の2面	①300 ②300 (1h 75.0) ③610	1時間につき	110	35.0	地域づくり課	
28 地区公民館	上市来地区公民館	大会議室	5分の1面	①150 ②150 (1h 37.5) ③300	1時間につき	50	12.5	地域づくり課	
29 地区公民館	上市来地区公民館	研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	80	25.0	地域づくり課	
30 地区公民館	上市来地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	160	22.5	地域づくり課	
31 地区公民館	上市来地区公民館	トレーニング室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	80	25.0	地域づくり課	
32 地区公民館	湯田地区公民館	大会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	280	87.5	地域づくり課	
33 地区公民館	湯田地区公民館	会議室1	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	180	42.5	地域づくり課	
34 地区公民館	湯田地区公民館	会議室2	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課	
35 地区公民館	湯田地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	190	52.5	地域づくり課	
36 地区公民館	皆田地区公民館	大会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課	
37 地区公民館	皆田地区公民館	小会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	80	25.0	地域づくり課	

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分		現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課
			単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)		
38 地区公民館	皆田地区公民館	研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
39 地区公民館	皆田地区公民館	多目的ホール	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
40 地区公民館	皆田地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	140	0.0	地域づくり課
41 地区公民館	皆田地区公民館	講座室1	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
42 地区公民館	皆田地区公民館	講座室2	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
43 地区公民館	皆田地区公民館	講座室3	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
44 地区公民館	皆田地区公民館	講座室4	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
45 地区公民館	皆田地区公民館	講座室5	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
46 地区公民館	皆田地区公民館	講座室6	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
47 地区公民館	皆田地区公民館	体育館	1時間につき	220	-	250	30.0	地域づくり課
48 地区公民館	伊作田地区公民館	研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
49 地区公民館	伊作田地区公民館	多目的ホール	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
50 地区公民館	伊作田地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	160	22.5	地域づくり課
51 地区公民館	美山地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	50	0.0	地域づくり課
52 地区公民館	美山地区公民館	集会室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
53 地区公民館	美山地区公民館	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	50	0.0	地域づくり課
54 地区公民館	美山地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
55 地区公民館	伊集院地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
56 地区公民館	伊集院地区公民館	研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
57 地区公民館	伊集院地区公民館	大ホール	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	280	87.5	地域づくり課
58 地区公民館	伊集院地区公民館	調理実習室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
59 地区公民館	飯牟礼地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
60 地区公民館	飯牟礼地区公民館	図書室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
61 地区公民館	飯牟礼地区公民館	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①270 ②270 (1h 67.5) ③550	1時間につき	60	0.0	地域づくり課
62 地区公民館	飯牟礼地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	80	0.0	地域づくり課
63 地区公民館	土橋地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
64 地区公民館	土橋地区公民館	集会室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
65 地区公民館	土橋地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	80	0.0	地域づくり課
66 地区公民館	伊集院北地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
67 地区公民館	伊集院北地区公民館	集会室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①270 ②270 (1h 67.5) ③550	1時間につき	100	32.5	地域づくり課
68 地区公民館	伊集院北地区公民館	図書室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
69 地区公民館	伊集院北地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	80	0.0	地域づくり課
70 地区公民館	妙円寺地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	170	32.5	地域づくり課
71 地区公民館	妙円寺地区公民館	集会室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
72 地区公民館	妙円寺地区公民館	図書室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
73 地区公民館	妙円寺地区公民館	講座室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
74 地区公民館	妙円寺地区公民館	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分		現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課	
			単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)			
75 地区公民館	妙円寺地区公民館	大ホール	全面	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①1,100 ②1,100(1h 275.0) ③2,200	1時間につき	410	135.0	地域づくり課
76 地区公民館	妙円寺地区公民館	大ホール	半面	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
77 地区公民館	妙円寺地区公民館	料理室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①330 ②330(1h 82.5) ③660	1時間につき	90	0.0	地域づくり課
78 地区公民館	住吉地区公民館	会議室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	180	42.5	地域づくり課
79 地区公民館	住吉地区公民館	講座室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
80 地区公民館	住吉地区公民館	研修室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③440	1時間につき	50	0.0	地域づくり課
81 地区公民館	住吉地区公民館	体育館		1時間につき	220	-	250	30.0	地域づくり課
82 地区公民館	日新地区公民館	大会議室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
83 地区公民館	日新地区公民館	中会議室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	180	42.5	地域づくり課
84 地区公民館	日新地区公民館	小会議室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
85 地区公民館	日新地区公民館	トレーニングルーム		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	180	42.5	地域づくり課
86 地区公民館	日新地区公民館	多目的ホール		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	180	42.5	地域づくり課
87 地区公民館	日新地区公民館	調理室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①330 ②330(1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
88 地区公民館	日新地区公民館	体育館		1時間につき	220	-	250	30.0	地域づくり課
89 地区公民館	日置地区公民館	会議室	全面	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①1,100 ②1,100(1h 275.0) ③2,200	1時間につき	320	45.0	地域づくり課
90 地区公民館	日置地区公民館	会議室	3分の2面	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①730 ②730(1h 182.5) ③1,470	1時間につき	210	27.5	地域づくり課
91 地区公民館	日置地区公民館	会議室	3分の1面	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①370 ②370(1h 92.5) ③730	1時間につき	100	0.0	地域づくり課
92 地区公民館	日置地区公民館	調理室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①330 ②330(1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
93 地区公民館	吉利地区公民館	会議室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
94 地区公民館	吉利地区公民館	研修室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
95 地区公民館	吉利地区公民館	図書室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
96 地区公民館	吉利地区公民館	体育館		1時間につき	220	-	250	30.0	地域づくり課
97 地区公民館	扇尾地区公民館	小会議室1		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③550	1時間につき	70	15.0	地域づくり課
98 地区公民館	扇尾地区公民館	小会議室2		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③550	1時間につき	70	15.0	地域づくり課
99 地区公民館	扇尾地区公民館	集会室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
100 地区公民館	扇尾地区公民館	交流室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
101 地区公民館	扇尾地区公民館	体験室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①330 ②330(1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
102 地区公民館	扇尾地区公民館	講座室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③440	1時間につき	80	25.0	地域づくり課
103 地区公民館	扇尾地区公民館	図書室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	170	32.5	地域づくり課
104 地区公民館	扇尾地区公民館	調理室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①330 ②330(1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
105 地区公民館	扇尾地区公民館	体育館		1時間につき	220	-	250	30.0	地域づくり課
106 地区公民館	野首地区公民館	会議室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
107 地区公民館	野首地区公民館	団体室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
108 地区公民館	野首地区公民館	交流室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
109 地区公民館	野首地区公民館	和室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①220 ②220(1h 55.0) ③550	1時間につき	50	0.0	地域づくり課
110 地区公民館	野首地区公民館	図書室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①550 ②550(1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
111 地区公民館	野首地区公民館	調理実習室		①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	①330 ②330(1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分		現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課
			単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)		
112 地区公民館	野首地区公民館	健康増進室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
113 地区公民館	野首地区公民館	体育館		220	-	250	30.0	地域づくり課
114 地区公民館	平鹿倉地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
115 地区公民館	平鹿倉地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
116 地区公民館	平鹿倉地区公民館	シャワー室		50	-	削除	-	地域づくり課
117 地区公民館	平鹿倉地区公民館	体育館		220	-	250	30.0	地域づくり課
118 地区公民館	吹上地区公民館	図書室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
119 地区公民館	吹上地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
120 地区公民館	吹上地区公民館	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
121 地区公民館	吹上地区公民館	調理実習室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
122 地区公民館	吹上地区公民館	体育館		220	-	250	30.0	地域づくり課
123 地区公民館	永吉地区公民館	会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	280	87.5	地域づくり課
124 地区公民館	永吉地区公民館	研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
125 地区公民館	永吉地区公民館	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
126 地区公民館	永吉地区公民館	図書室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
127 地区公民館	永吉地区公民館	生産加工・調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	180	42.5	地域づくり課
128 地区公民館	永吉地区公民館	洗濯室		630	-	削除	-	地域づくり課
129 地区公民館	永吉地区公民館	体育館		220	-	250	30.0	地域づくり課
130 地区公民館	坊野地区公民館	研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
131 地区公民館	坊野地区公民館	交流室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
132 地区公民館	坊野地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	130	47.5	地域づくり課
133 地区公民館	坊野地区公民館	体育館		220	-	250	30.0	地域づくり課
134 地区公民館	藤元地区公民館	大会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
135 地区公民館	藤元地区公民館	小会議室・図書室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
136 地区公民館	藤元地区公民館	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
137 地区公民館	藤元地区公民館	調理実習室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
138 地区公民館	藤元地区公民館	体育館		220	-	250	30.0	地域づくり課
139 地区公民館	花田地区公民館	大会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
140 地区公民館	花田地区公民館	小会議室・図書室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
141 地区公民館	花田地区公民館	団体室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
142 地区公民館	花田地区公民館	調理実習室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
143 地区公民館	和田地区公民館	会議室1	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	地域づくり課
144 地区公民館	和田地区公民館	会議室2	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	160	22.5	地域づくり課
145 地区公民館	和田地区公民館	小会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
146 地区公民館	和田地区公民館	図書室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課
147 地区公民館	和田地区公民館	調理実習室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①330 ②330 (1h 82.5) ③660	1時間につき	120	37.5	地域づくり課
148 地区公民館	伊作地区公民館	大会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	280	87.5	地域づくり課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

No.	施設名	区分		現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課		
				単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)				
149	地区公民館	伊作地区公民館	小会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	地域づくり課		
150	地区公民館	伊作地区公民館	和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	160	22.5	地域づくり課		
151	地区公民館	伊作地区公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	160	22.5	地域づくり課		
152	地区公民館	伊作地区公民館	洗濯機		1回につき 630	-	削除	-	地域づくり課		
153	健康交流館ゆーぶる 吹上	浴場	大人 中学生以上	回数使用券	11回分	4,190	-	4,200	10.0	商工観光課	
154	健康交流館ゆーぶる 吹上	プール	大人 中学生以上	当日使用券	1回	420	-	430	10.0	商工観光課	
155	健康交流館ゆーぶる 吹上	プール	大人 中学生以上	回数使用券	11回分	4,190	-	4,300	110.0	商工観光課	
156	健康交流館ゆーぶる 吹上	浴場・プール共通	大人 中学生以上	当日使用券	1回	730	-	740	10.0	商工観光課	
157	健康交流館ゆーぶる 吹上	浴場・プール共通	大人 中学生以上	回数使用券	11回分	7,330	-	7,400	70.0	商工観光課	
158	健康交流館ゆーぶる 吹上	浴場・プール共通	幼児	当日使用券	1回	160	-	180	20.0	商工観光課	
159	森林体験交流セン ター等	美山陶遊館	多目的室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00	①550 ②550	-	削除	-	商工観光課	
160	森林体験交流セン ター等	美山陶遊館	体験室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00	①550 ②550	-	削除	-	商工観光課	
161	森林体験交流セン ター等	美山陶遊館	調理室		1人につき ①8:30～13:00 ②13:00～17:00	①160 ②160	-	削除	-	商工観光課	
162	森林体験交流セン ター等	美山陶遊館	ろくろ体験		1日につき 粘土1kg当たり	2,090	-	3,270	1,180.0	商工観光課	
163	森林体験交流セン ター等	美山陶遊館	手ひねり体験		1日につき 粘土1kg当たり	1,540	-	2,400	860.0	商工観光課	
164	森林体験交流セン ター等	美山陶遊館	絵付け体験		1個当たり	1,540	-	2,400	860.0	商工観光課	
165	元外相東郷茂徳記念 館	個人	小学生及び高校生 児童・生徒			110	-	150	40.0	商工観光課	
166	元外相東郷茂徳記念 館	個人	上記以外の者			210	-	310	100.0	商工観光課	
167	元外相東郷茂徳記念 館	団体 (20人以上)	小学生及び高校生 児童・生徒			80	-	120	40.0	商工観光課	
168	元外相東郷茂徳記念 館	団体 (20人以上)	上記以外の者			170	-	240	70.0	商工観光課	
169	観光案内所	会議室	全面			1時間につき 220	-	280	60.0	商工観光課	
170	観光案内所	会議室	半面			1時間につき 110	-	140	30.0	商工観光課	
171	観光案内所	アンテナショップ	冷蔵・冷凍品			1月につき 案内所を使用して得た 売上金額に100分の20 を乗じて得た額	-	案内所を使用 して得た 売上金額に 100分の20を 乗じて得た 額	-	商工観光課	
172	観光案内所	アンテナショップ	上記以外のもの			1月につき 案内所を使用して得た 売上金額に100分の15 を乗じて得た額	-	案内所を使用 して得た 売上金額に 100分の20を 乗じて得た 額	5%	商工観光課	
173	東市来総合福祉セン ター	教養娯楽室	全面	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①1,050 ②1,050 (1h 262.5) ③1,570	1時間につき	260	0.0	東市来支所 地域振興課		
174	東市来総合福祉セン ター	教養娯楽室	半面 舞台側	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①830 ②830 (1h 207.5) ③1,250	1時間につき	200	0.0	東市来支所 地域振興課		
175	東市来総合福祉セン ター	教養娯楽室	半面 上記以外のもの	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①520 ②520 (1h 130.0) ③780	1時間につき	130	0.0	東市来支所 地域振興課		
176	東市来総合福祉セン ター	大会議室	全面	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③880	1時間につき	170	32.5	東市来支所 地域振興課		
177	東市来総合福祉セン ター	大会議室	半面	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①270 ②270 (1h 67.5) ③440	1時間につき	80	12.5	東市来支所 地域振興課		
178	東市来総合福祉セン ター	小会議室		①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③440	1時間につき	50	0.0	東市来支所 地域振興課		
179	伊集院健康づくり複 合施設「ゆすいん」	本館棟	一般浴場	小学生に相当する年齢以上の者 中学生以上		1回	310	-	330	20.0	福祉課
180	伊集院健康づくり複 合施設「ゆすいん」	本館棟	一般浴場	小学生に相当する年齢以上の者 中学生以上		1日	630	-	660	30.0	福祉課
181	伊集院健康づくり複 合施設「ゆすいん」	本館棟	一般浴場	小学生に相当する年齢以下の者 4歳以上小学生に 相当する年齢以下の者		1回	150	-	190	40.0	福祉課
182	伊集院健康づくり複 合施設「ゆすいん」	本館棟	一般浴場	小学生に相当する年齢以下の者 4歳以上小学生に 相当する年齢以下の者		1日	310	-	380	70.0	福祉課
183	伊集院健康づくり複 合施設「ゆすいん」	本館棟	一般浴場	使用者カードの交付を受け た者		1回	150	-	220	70.0	福祉課
184	伊集院健康づくり複 合施設「ゆすいん」	本館棟	一般浴場	使用者カードの交付を受け た者		1日	310	-	440	130.0	福祉課
185	伊集院健康づくり複 合施設「ゆすいん」	本館棟	一般浴場	割引回数券 使用者カード の交付を受けた者		11回分	1,500	-	2,200	700.0	福祉課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分			現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課
				単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)		
186 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	一般浴場	割引回数券 上記以外の者	11回分	3,140	-	3,300	160.0	福祉課
187 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	特別浴室	一般家族風呂	1時間	1,570	-	1,670	100.0	福祉課
188 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	特別浴室	身体障がい者対応家族風呂	1時間	1,050	-	1,100	50.0	福祉課
189 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	講師控室1	1人当たり	1泊	5,230	-	6,280	1,050.0	福祉課
190 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	講師控室2	1人当たり	1泊	5,230	-	6,280	1,050.0	福祉課
191 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室1	合宿で使用した場合 1人当たり	1泊	1,770	-	3,140	1,370.0	福祉課
192 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室1	上記以外の場合 1団体当たり	1時間	210	-	230	20.0	福祉課
193 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室2	合宿で使用した場合 1人当たり	1泊	1,770	-	3,140	1,370.0	福祉課
194 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室2	上記以外の場合 1団体当たり	1時間	210	-	230	20.0	福祉課
195 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室3	合宿で使用した場合 1人あたり	1泊	1,770	-	3,140	1,370.0	福祉課
196 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室3	上記以外の場合 1団体当たり	1時間	210	-	230	20.0	福祉課
197 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室4	1団体当たり	1時間	250	-	340	90.0	福祉課
198 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室5	合宿で使用した場合 1人当たり	1泊	1,770	-	3,140	1,370.0	福祉課
199 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室5	上記以外の場合 1団体当たり	1時間	250	-	310	60.0	福祉課
200 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室6	合宿で使用した場合 1人当たり	1泊	1,770	-	3,140	1,370.0	福祉課
201 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	研修室6	上記以外の場合 1団体当たり	1時間	250	-	310	60.0	福祉課
202 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	和室	合宿で使用した場合 1人当たり	1泊	1,770	-	3,140	1,370.0	福祉課
203 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	和室	上記以外の場合 1団体当たり	1時間	250	-	260	10.0	福祉課
204 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	料理教室	合宿で使用した場合 1人当たり	1泊	1,770	-	3,140	1,370.0	福祉課
205 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	料理教室	上記以外の場合 1団体当たり	半日	1,050(1h 262.5)	1時間につき	350	87.5	福祉課
206 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	トレーニングルーム1	1人当たり	1時間	110	-	160	50.0	福祉課
207 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	本館棟	トレーニングルーム2	1人当たり	1時間	110	-	160	50.0	福祉課
208 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	工芸棟	木工教室	1人当たり	1回	110	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	160	50.0	福祉課
209 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	工芸棟	陶芸教室	1人当たり	1回	110	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	160	50.0	福祉課
210 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	工芸棟	竹工教室	1人当たり	1回	110	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	160	50.0	福祉課
211 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	ふれあい健康センター	ゲートボール場	1面当たり	1時間	110	-	220	110.0	福祉課
212 伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」	ふれあい健康センター	テニスコート	1面当たり	1時間	210	-	330	120.0	福祉課
213 日吉老人福祉センター	大広間 1人につき	個人	児童	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00	①230 ②230 ③280	-	①250 ②250 ③320	①20 ②20 ③40	日吉支所 地域振興課
214 日吉老人福祉センター	大広間 1人につき	団体 (15人以上)	児童	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00	①180 ②180 ③250	-	①200 ②200 ③250	①20 ②20 ③0	日吉支所 地域振興課
215 日吉老人福祉センター	多目的ホール		高齢者等	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00	①880 ②880(1h 220.0) ③1,760	1時間につき	220	0.0	日吉支所 地域振興課
216 日吉老人福祉センター	多目的ホール		一般	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00	①1,320 ②1,320(1h 330.0) ③2,640	1時間につき	330	0.0	日吉支所 地域振興課
217 日吉老人福祉センター	栄養指導室		高齢者等	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00	①990 ②990(1h 247.5) ③1,980	1時間につき	240	0.0	日吉支所 地域振興課
218 日吉老人福祉センター	栄養指導室		一般	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00	①1,430 ②1,430(1h 357.5) ③2,850	1時間につき	350	0.0	日吉支所 地域振興課
219 日吉老人福祉センター	会議室		高齢者等	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00	①710 ②710(1h 177.5) ③1,430	1時間につき	170	0.0	日吉支所 地域振興課
220 日吉老人福祉センター	会議室		一般	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00	①1,150 ②1,150(1h 287.5) ③2,300	1時間につき	280	0.0	日吉支所 地域振興課
221 日吉老人福祉センター	大ホール	使用者が入場料を徴収しない場合	平日	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00 ④17:00～22:00	①5,500 ②5,500 ③11,000 ④8,800	-	①5,500 ②5,500 ③11,000 ④11,000	①0 ②0 ③0 ④2,200	日吉支所 地域振興課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分			現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課
				単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)		
222 日吉老人福祉センター	大ホール	使用者が入場料を徴収しない場合	休日等	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00 ④17:00～22:00	① 6,600 ② 6,600 ③13,200 ④11,000	-	① 6,600 ② 6,600 ③13,200 ④13,200	① 0 ② 0 ③ 0 ④2,200	日吉支所 地域振興課
223 日吉老人福祉センター	大ホール	使用者が入場料を徴収する場合	平日	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00 ④17:00～22:00	①11,000 ②11,000 ③22,000 ④17,600	-	①11,000 ②11,000 ③22,000 ④22,000	① 0 ② 0 ③ 0 ④4,400	日吉支所 地域振興課
224 日吉老人福祉センター	大ホール	使用者が入場料を徴収する場合	休日等	①9:00～13:00 ②13:00～17:00 ③9:00～17:00 ④17:00～22:00	①14,300 ②14,300 ③28,600 ④22,000	-	①14,300 ②14,300 ③28,600 ④28,600	① 0 ② 0 ③ 0 ④6,600	日吉支所 地域振興課
225 日吉老人福祉センター	浴場	1回につき	高齢者等		150	-	220	70.0	日吉支所 地域振興課
226 日吉老人福祉センター	浴場	1回につき	児童		130	-	190	60.0	日吉支所 地域振興課
227 日吉老人福祉センター	浴場	1回につき	一般		220	-	330	110.0	日吉支所 地域振興課
228 日吉老人福祉センター	浴場	連続回数券 11枚綴り	高齢者等		1,500	-	2,200	700.0	日吉支所 地域振興課
229 日吉老人福祉センター	浴場	連続回数券 11枚綴り	児童		1,300	-	1,900	600.0	日吉支所 地域振興課
230 日吉老人福祉センター	浴場	連続回数券 11枚綴り	一般		2,200	-	3,300	1,100.0	日吉支所 地域振興課
231 農村センター	東市来農業構造改善センター	大会議室	全面	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	280	87.5	農林水産課
232 農村センター	東市来農業構造改善センター	大会議室	5分の4面	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①610 ②610 (1h 152.5) ③1,230	1時間につき	220	67.5	農林水産課
233 農村センター	東市来農業構造改善センター	大会議室	5分の3面	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①460 ②460 (1h 115.0) ③910	1時間につき	170	55.0	農林水産課
234 農村センター	東市来農業構造改善センター	大会議室	5分の2面	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①300 ②300 (1h 75.0) ③610	1時間につき	110	35.0	農林水産課
235 農村センター	東市来農業構造改善センター	大会議室	5分の1面	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①150 ②150 (1h 37.5) ③300	1時間につき	50	12.5	農林水産課
236 農村センター	東市来農業構造改善センター	研修室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	80	25.0	農林水産課
237 農村センター	東市来農業構造改善センター	農産加工室			110	-	160	50.0	農林水産課
238 農村センター	東市来農業構造改善センター	トレーニング室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	80	25.0	農林水産課
239 農村センター	伊作田地区活性化センター	多目的ホール		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	農林水産課
240 農村センター	伊作田地区活性化センター	研修室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①220 ②220 (1h 55.0) ③550	1時間につき	80	25.0	農林水産課
241 農村センター	伊作田地区活性化センター	農産加工室			110	-	160	50.0	農林水産課
242 農村センター	伊集院農産物加工センター	調理実習室、味噌加工室、アイスクリーム室			110	-	160	50.0	農林水産課
243 農村センター	伊集院農村生活センター	自給農産物加工室			110	-	160	50.0	農林水産課
244 農村センター	飯牟礼農産物加工センター	農産加工室			110	-	150	40.0	農林水産課
245 農村センター	日吉農村センター	農産加工室			110	-	160	50.0	農林水産課
246 農村センター	日吉農産加工センター	農産物食品加工室			110	-	160	50.0	農林水産課
247 農村センター	深固院施設	農産加工室			110	1時間につき	140	30.0	農林水産課
248 農村センター	坊野地区構造改善センター	研修室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	200	62.5	農林水産課
249 農村センター	坊野地区構造改善センター	交流室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	農林水産課
250 農村センター	坊野地区構造改善センター	農産加工室			110	-	130	20.0	農林水産課
251 農村センター	伊作地区多目的共同利用施設	大会議室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	280	142.5	農林水産課
252 農村センター	伊作地区多目的共同利用施設	小会議室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	農林水産課
253 農村センター	伊作地区多目的共同利用施設	和室		①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	160	22.5	農林水産課
254 農村センター	伊作地区多目的共同利用施設	農産加工室			110	-	160	50.0	農林水産課
255 農村センター	伊作地区多目的共同利用施設	洗濯機			630	-	削除	-	農林水産課
256 中央公民館	日置市中央公民館	中ホール	入場料を徴収しない場合 平日	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①5,500 ②5,500 ③8,800	-	① 5,500 ② 5,500 ③11,000	① 0 ② 0 ③2,200	社会教育課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	単位	現行 料金 (円)	改定後		改定額 (円)	施設所管課	
				単位変更	料金 (円)			
257 中央公民館	日置市中央公民館	中ホール	入場料を徴収しない場合 平日 ①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 6,600 ② 6,600 ③ 11,000	-	① 6,600 ② 6,600 ③ 13,200	① 0 ② 0 ③ 2,200	社会教育課
258 中央公民館	日置市中央公民館	中ホール	入場料を徴収する場合 平日	① 11,000 ② 11,000 ③ 17,600	-	① 11,000 ② 11,000 ③ 22,000	① 0 ② 0 ③ 4,400	社会教育課
259 中央公民館	日置市中央公民館	中ホール	入場料を徴収しない場合 平日 ①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 14,300 ② 14,300 ③ 22,000	-	① 14,300 ② 14,300 ③ 28,600	① 0 ② 0 ③ 6,600	社会教育課
260 中央公民館	日置市中央公民館	和室1	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 1,100 ② 1,100(1h 275.0) ③ 2,200	1時間につき	270	0.0	社会教育課
261 中央公民館	日置市中央公民館	和室2	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 1,100 ② 1,100(1h 275.0) ③ 2,200	1時間につき	270	0.0	社会教育課
262 中央公民館	日置市中央公民館	工作実習室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
263 中央公民館	日置市中央公民館	調理実習室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	200	62.5	社会教育課
264 中央公民館	日置市中央公民館	小会議室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	170	32.5	社会教育課
265 中央公民館	日置市中央公民館	大会議室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 1,100 ② 1,100(1h 275.0) ③ 2,200	1時間につき	410	135.0	社会教育課
266 中央公民館	日置市中央公民館	講座室1	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
267 中央公民館	日置市中央公民館	講座室2	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
268 中央公民館	日置市中央公民館	講座室3	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	140	0.0	社会教育課
269 中央公民館	日置市中央公民館	講座室4	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
270 中央公民館	日置市中央公民館	研修室1	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	150	12.5	社会教育課
271 中央公民館	日置市中央公民館	研修室2	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	200	62.5	社会教育課
272 中央公民館	日置市中央公民館	研修室3	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
273 中央公民館	日置市中央公民館	宿泊（研修又は合宿に限る。）	1人あたり	50	-	削除	-	社会教育課
274 中央公民館	東市来中央公民館	多目的ホール	入場料を徴収しない場合 平日	① 3,350 ② 3,350(1h 837.5) ③ 5,450	1時間につき	830	0.0	社会教育課
275 中央公民館	東市来中央公民館	多目的ホール	入場料を徴収しない場合 平日 ①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 4,080 ② 4,080(1h 1,020) ③ 6,600	1時間につき	1,020	0.0	社会教育課
276 中央公民館	東市来中央公民館	多目的ホール	入場料を徴収する場合 平日	① 6,700 ② 6,700(1h 1,675) ③ 10,900	1時間につき	1,670	0.0	社会教育課
277 中央公民館	東市来中央公民館	多目的ホール	入場料を徴収しない場合 平日 ①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 8,170 ② 8,170(1h 2,042.5) ③ 13,200	1時間につき	2,040	0.0	社会教育課
278 中央公民館	東市来中央公民館	和室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
279 中央公民館	東市来中央公民館	工作室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	190	52.5	社会教育課
280 中央公民館	東市来中央公民館	調理室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	180	42.5	社会教育課
281 中央公民館	東市来中央公民館	大会議室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 770 ② 770 (1h 192.5) ③ 1,540	1時間につき	270	77.5	社会教育課
282 中央公民館	東市来中央公民館	小会議室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	180	42.5	社会教育課
283 中央公民館	東市来中央公民館	パソコン室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	160	22.5	社会教育課
284 中央公民館	東市来中央公民館	保育室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 350 ② 350 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
285 中央公民館	日吉中央公民館	大会議室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 1,100 ② 1,100(1h 275.0) ③ 2,200	1時間につき	400	125.0	社会教育課
286 中央公民館	日吉中央公民館	小会議室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
287 中央公民館	日吉中央公民館	和室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課
288 中央公民館	吹上中央公民館	大ホール	入場料を徴収しない場合 平日	① 5,500 ② 5,500 ③ 8,800	-	① 5,500 ② 5,500 ③ 11,000	① 0 ② 0 ③ 2,200	社会教育課
289 中央公民館	吹上中央公民館	大ホール	入場料を徴収しない場合 平日 ①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 6,600 ② 6,600 ③ 11,000	-	① 6,600 ② 6,600 ③ 13,200	① 0 ② 0 ③ 2,200	社会教育課
290 中央公民館	吹上中央公民館	大ホール	入場料を徴収する場合 平日	① 11,000 ② 11,000 ③ 17,600	-	① 11,000 ② 11,000 ③ 22,000	① 0 ② 0 ③ 4,400	社会教育課
291 中央公民館	吹上中央公民館	大ホール	入場料を徴収しない場合 平日 ①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 14,300 ② 14,300 ③ 22,000	-	① 14,300 ② 14,300 ③ 28,600	① 0 ② 0 ③ 6,600	社会教育課
292 中央公民館	吹上中央公民館	第1和室	①8:30~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~22:00	① 550 ② 550 (1h 137.5) ③ 1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課		
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)				
293 中央公民館	吹上中央公民館	第2和室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課	
294 中央公民館	吹上中央公民館	第1会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課	
295 中央公民館	吹上中央公民館	第2会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	130	0.0	社会教育課	
296 中央公民館	吹上中央公民館	第3会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	190	0.0	社会教育課	
297 中央公民館	吹上中央公民館	大会議室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①770 ②770 (1h 192.5) ③1,540	1時間につき	190	0.0	社会教育課	
298 中央公民館	吹上中央公民館	視聴覚室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	150	12.5	社会教育課	
299 中央公民館	吹上中央公民館	研修室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①550 ②550 (1h 137.5) ③1,100	1時間につき	180	42.5	社会教育課	
300 中央公民館	吹上中央公民館	調理室	①8:30～13:00 ②13:00～17:00 ③17:00～22:00	①1,100 ②1,100 (1h 275.0) ③2,200	1時間につき	270	0.0	社会教育課	
301 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 児童・生徒	1時間につき	190	-	200	10.0	社会教育課
302 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 上記以外の者	1時間につき	270	-	400	130.0	社会教育課
303 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	文化的催物に使用する場合	1時間につき	410	-	600	190.0	社会教育課
304 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	550	-	800	250.0	社会教育課
305 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	810	-	1,200	390.0	社会教育課
306 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	文化的催物に使用する場合	1時間につき	1,220	-	1,800	580.0	社会教育課
307 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	1,630	-	2,400	770.0	社会教育課
308 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 卓球 1台	児童・生徒	1時間につき	30	-	40	10.0	社会教育課
309 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 卓球 1台	上記以外の者	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課
310 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 バドミントン 1面	児童・生徒	1時間につき	30	-	40	10.0	社会教育課
311 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 バドミントン 1面	上記以外の者	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課
312 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 バレーボール 1面	児童・生徒	1時間につき	80	-	120	40.0	社会教育課
313 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 バレーボール 1面	上記以外の者	1時間につき	170	-	250	80.0	社会教育課
314 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 バasketボール 1面	児童・生徒	1時間につき	80	-	140	60.0	社会教育課
315 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 バasketボール 1面	上記以外の者	1時間につき	170	-	290	120.0	社会教育課
316 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 上記以外のもの 全面	児童・生徒	1時間につき	80	-	140	60.0	社会教育課
317 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 上記以外のもの 全面	上記以外の者	1時間につき	170	-	290	120.0	社会教育課
318 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 上記以外のもの 半面	児童・生徒	1時間につき	40	-	70	30.0	社会教育課
319 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 上記以外のもの 半面	上記以外の者	1時間につき	80	-	140	60.0	社会教育課
320 体育施設	B & G 東市来海洋センター (体育館)	一部使用 会議室		1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課
321 体育施設	伊集院総合体育館	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 児童・生徒	1時間につき	550	-	690	140.0	社会教育課
322 体育施設	伊集院総合体育館	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 上記以外の者	1時間につき	990	-	1,380	390.0	社会教育課
323 体育施設	伊集院総合体育館	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	文化的催物に使用する場合	1時間につき	1,470	-	2,070	600.0	社会教育課
324 体育施設	伊集院総合体育館	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	1,970	-	2,760	790.0	社会教育課
325 体育施設	伊集院総合体育館	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	2,950	-	4,140	1,190.0	社会教育課
326 体育施設	伊集院総合体育館	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	文化的催物に使用する場合	1時間につき	4,430	-	6,210	1,780.0	社会教育課
327 体育施設	伊集院総合体育館	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	5,910	-	8,280	2,370.0	社会教育課
328 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 卓球 1台	児童・生徒	1時間につき	30	-	40	10.0	社会教育課
329 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 卓球 1台	上記以外の者	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課		
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)				
330 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 1面	バドミントン 児童・生徒	1時間につき	50	-	70	20.0	社会教育課
331 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 1面	バドミントン 上記以外の者	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
332 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 1面	バレーボール 児童・生徒	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
333 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 1面	バレーボール 上記以外の者	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課
334 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 1面	バスケットボール 児童・生徒	1時間につき	150	-	230	80.0	社会教育課
335 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 1面	バスケットボール 上記以外の者	1時間につき	330	-	470	140.0	社会教育課
336 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用	テニス 1面 児童・生徒	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
337 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用	テニス 1面 上記以外の者	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課
338 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 全面	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	440	-	630	190.0	社会教育課
339 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 全面	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	880	-	1,270	390.0	社会教育課
340 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 半面	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課
341 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用 半面	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	440	-	630	190.0	社会教育課
342 体育施設	伊集院総合体育館	一部使用	会議室	1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課
343 体育施設	日吉総合体育館	専用使用 を徴収しない場合	使用者が入場料 アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	430	-	530	100.0	社会教育課
344 体育施設	日吉総合体育館	専用使用 を徴収しない場合	使用者が入場料 アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	770	-	1,070	300.0	社会教育課
345 体育施設	日吉総合体育館	専用使用 を徴収しない場合	使用者が入場料 文化的催物に使用する場合	1時間につき	1,140	-	1,600	460.0	社会教育課
346 体育施設	日吉総合体育館	専用使用 を徴収しない場合	使用者が入場料 その他の場合	1時間につき	1,530	-	2,140	610.0	社会教育課
347 体育施設	日吉総合体育館	専用使用 を徴収する場合	使用者が入場料 アマチュアスポーツに使用 する場合	1時間につき	2,280	-	3,210	930.0	社会教育課
348 体育施設	日吉総合体育館	専用使用 を徴収する場合	使用者が入場料 文化的催物に使用する場合	1時間につき	3,430	-	4,800	1,370.0	社会教育課
349 体育施設	日吉総合体育館	専用使用 を徴収する場合	使用者が入場料 その他の場合	1時間につき	4,590	-	6,420	1,830.0	社会教育課
350 体育施設	日吉総合体育館	一部使用	卓球 1台 児童・生徒	1時間につき	30	-	40	10.0	社会教育課
351 体育施設	日吉総合体育館	一部使用	卓球 1台 上記以外の者	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課
352 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 1面	バドミントン 児童・生徒	1時間につき	50	-	70	20.0	社会教育課
353 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 1面	バドミントン 上記以外の者	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
354 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 1面	バレーボール 児童・生徒	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
355 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 1面	バレーボール 上記以外の者	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課
356 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 1面	バスケットボール 児童・生徒	1時間につき	150	-	削除	-	社会教育課
357 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 1面	バスケットボール 上記以外の者	1時間につき	330	-	削除	-	社会教育課
358 体育施設	日吉総合体育館	一部使用	テニス 1面 児童・生徒	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
359 体育施設	日吉総合体育館	一部使用	テニス 1面 上記以外の者	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課
360 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 全面	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	330	-	480	150.0	社会教育課
361 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 全面	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	660	-	960	300.0	社会教育課
362 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 半面	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	150	-	240	90.0	社会教育課
363 体育施設	日吉総合体育館	一部使用 半面	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	330	-	480	150.0	社会教育課
364 体育施設	日吉総合体育館	一部使用	会議室	1時間につき	110	-	140	30.0	社会教育課
365 体育施設	吹上勤労者体育センター	専用使用 を徴収しない場合	使用者が入場料 アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	80	-	120	40.0	社会教育課
366 体育施設	吹上勤労者体育センター	専用使用 を徴収しない場合	使用者が入場料 アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	170	-	250	80.0	社会教育課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課		
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)				
367 体育施設	吹上勤労者体育センター	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	文化的催物に使用する場合	1時間につき	240	-	370	130.0	社会教育課
368 体育施設	吹上勤労者体育センター	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	490	-	750	260.0	社会教育課
369 体育施設	吹上勤労者体育センター	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	1,000	-	1,500	500.0	社会教育課
370 体育施設	吹上勤労者体育センター	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	文化的催物に使用する場合	1時間につき	1,080	-	1,660	580.0	社会教育課
371 体育施設	吹上勤労者体育センター	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	2,170	-	3,370	1,200.0	社会教育課
372 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 卓球 1台	児童・生徒	1時間につき	30	-	40	10.0	社会教育課
373 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 卓球 1台	上記以外の者	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課
374 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 バドミントン 1面	児童・生徒	1時間につき	30	-	40	10.0	社会教育課
375 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 バドミントン 1面	上記以外の者	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課
376 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 バレーボール 1面	児童・生徒	1時間につき	80	-	120	40.0	社会教育課
377 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 バレーボール 1面	上記以外の者	1時間につき	170	-	250	80.0	社会教育課
378 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 上記以外のもの 全面	児童・生徒	1時間につき	80	-	120	40.0	社会教育課
379 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 上記以外のもの 全面	上記以外の者	1時間につき	170	-	250	80.0	社会教育課
380 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 上記以外のもの 半面	児童・生徒	1時間につき	40	-	60	20.0	社会教育課
381 体育施設	吹上勤労者体育センター	一部使用 上記以外のもの 半面	上記以外の者	1時間につき	80	-	120	40.0	社会教育課
382 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	普通券 (1人1回)	児童・生徒 夏期		150	-	160	10.0	社会教育課
383 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	普通券 (1人1回)	上記以外の者 夏期		310	-	320	10.0	社会教育課
384 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	普通券 (1人1回)	上記以外の者 冬期		420	-	430	10.0	社会教育課
385 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	回数券 (12枚券)	児童・生徒 夏期		1,570	-	1,600	30.0	社会教育課
386 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	回数券 (12枚券)	児童・生徒 冬期		2,100	-	2,200	100.0	社会教育課
387 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	回数券 (12枚券)	上記以外の者 夏期		3,140	-	3,200	60.0	社会教育課
388 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	回数券 (12枚券)	上記以外の者 冬期		4,190	-	4,300	110.0	社会教育課
389 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	3か月パスポート	児童・生徒		2,620	-	2,750	130.0	社会教育課
390 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	3か月パスポート	上記以外の者		5,240	-	5,370	130.0	社会教育課
391 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	半年パスポート	児童・生徒		4,710	-	4,950	240.0	社会教育課
392 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	半年パスポート	上記以外の者		9,430	-	9,670	240.0	社会教育課
393 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	年間パスポート	児童・生徒		7,850	-	8,250	400.0	社会教育課
394 体育施設	B&G東市来海洋センター (プール)	年間パスポート	上記以外の者		15,720	-	16,120	400.0	社会教育課
395 体育施設	東市来総合運動公園 (弓道場)	専用使用	児童・生徒	1時間につき	190	-	300	110.0	社会教育課
396 体育施設	東市来総合運動公園 (弓道場)	専用使用	上記以外の者	1時間につき	310	-	460	150.0	社会教育課
397 体育施設	東市来総合運動公園 (弓道場)	一部使用	児童・生徒 1人につき	1時間につき	30	-	40	10.0	社会教育課
398 体育施設	東市来総合運動公園 (弓道場)	一部使用	上記以外の者 1人につき	1時間につき	50	-	70	20.0	社会教育課
399 体育施設	日吉弓道場	専用使用	児童・生徒	1時間につき	130	-	140	10.0	社会教育課
400 体育施設	日吉弓道場	専用使用	上記以外の者	1時間につき	190	-	210	20.0	社会教育課
401 体育施設	日吉相撲道場		児童・生徒	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課
402 体育施設	日吉相撲道場		上記以外の者	1時間につき	130	-	190	60.0	社会教育課
403 体育施設	東市来総合運動公園 (多目的陸上競技場)	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 児童・生徒	1時間につき	570	-	700	130.0	社会教育課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課			
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)					
404	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 上記以外の者	1時間につき	910	-	1,160	250.0	社会教育課
405	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 児童・生徒	1時間につき	410	-	540	130.0	社会教育課
406	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 上記以外の者	1時間につき	740	-	1,000	260.0	社会教育課
407	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	330	-	460	130.0	社会教育課
408	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	660	-	920	260.0	社会教育課
409	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 その他の場合		1時間につき	1,320	-	1,840	520.0	社会教育課
410	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 児童・生徒	1時間につき	390	-	350	-40.0	社会教育課
411	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 上記以外の者	1時間につき	610	-	580	-30.0	社会教育課
412	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 児童・生徒	1時間につき	220	-	270	50.0	社会教育課
413	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 上記以外の者	1時間につき	490	-	500	10.0	社会教育課
414	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	220	-	230	10.0	社会教育課
415	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	440	-	460	20.0	社会教育課
416	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 その他の場合		1時間につき	880	-	920	40.0	社会教育課
417	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	3分の1面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 児童・生徒	1時間につき	190	-	230	40.0	社会教育課
418	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	3分の1面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 上記以外の者	1時間につき	300	-	380	80.0	社会教育課
419	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	3分の1面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 児童・生徒	1時間につき	110	-	180	70.0	社会教育課
420	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	3分の1面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 上記以外の者	1時間につき	240	-	330	90.0	社会教育課
421	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	3分の1面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
422	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	3分の1面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	220	-	300	80.0	社会教育課
423	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	3分の1面 その他の場合		1時間につき	440	-	610	170.0	社会教育課
424	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	会議室		1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課
425	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 児童・生徒	1時間につき	390	-	530	140.0	社会教育課
426	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 上記以外の者	1時間につき	610	-	820	210.0	社会教育課
427	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 児童・生徒	1時間につき	220	-	370	150.0	社会教育課
428	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 上記以外の者	1時間につき	490	-	660	170.0	社会教育課
429	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	220	-	290	70.0	社会教育課
430	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	440	-	580	140.0	社会教育課
431	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	全面 その他の場合		1時間につき	880	-	1,160	280.0	社会教育課
432	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 児童・生徒	1時間につき	190	-	260	70.0	社会教育課
433	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 上記以外の者	1時間につき	300	-	410	110.0	社会教育課
434	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 児童・生徒	1時間につき	110	-	180	70.0	社会教育課
435	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 上記以外の者	1時間につき	240	-	330	90.0	社会教育課
436	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	110	-	140	30.0	社会教育課
437	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	220	-	290	70.0	社会教育課
438	体育施設	東市来総合運動公園（多目的陸上競技場）	半面 その他の場合		1時間につき	440	-	580	140.0	社会教育課
439	体育施設	日吉運動公園グラウンド	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 児童・生徒	1時間につき	220	-	240	20.0	社会教育課
440	体育施設	日吉運動公園グラウンド	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 上記以外の者	1時間につき	330	-	490	160.0	社会教育課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課		
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)				
441 体育施設	日吉運動公園グラウンド	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 児童・生徒	1時間につき	220	-	240	20.0	社会教育課
442 体育施設	日吉運動公園グラウンド	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 上記以外の者	1時間につき	330	-	490	160.0	社会教育課
443 体育施設	日吉運動公園グラウンド	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	220	-	240	20.0	社会教育課
444 体育施設	日吉運動公園グラウンド	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	330	-	490	160.0	社会教育課
445 体育施設	日吉運動公園グラウンド	全面 その他の場合		1時間につき	550	-	980	430.0	社会教育課
446 体育施設	日吉運動公園グラウンド	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 児童・生徒	1時間につき	110	-	120	10.0	社会教育課
447 体育施設	日吉運動公園グラウンド	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 上記以外の者	1時間につき	150	-	240	90.0	社会教育課
448 体育施設	日吉運動公園グラウンド	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 児童・生徒	1時間につき	110	-	120	10.0	社会教育課
449 体育施設	日吉運動公園グラウンド	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 上記以外の者	1時間につき	150	-	240	90.0	社会教育課
450 体育施設	日吉運動公園グラウンド	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	110	-	120	10.0	社会教育課
451 体育施設	日吉運動公園グラウンド	半面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	150	-	240	90.0	社会教育課
452 体育施設	日吉運動公園グラウンド	半面 その他の場合		1時間につき	270	-	490	220.0	社会教育課
453 体育施設	日吉多目的広場	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 児童・生徒	1時間につき	50	-	削除	-	社会教育課
454 体育施設	日吉多目的広場	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	サッカー 上記以外の者	1時間につき	110	-	削除	-	社会教育課
455 体育施設	日吉多目的広場	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 児童・生徒	1時間につき	50	-	削除	-	社会教育課
456 体育施設	日吉多目的広場	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	ソフトボール 上記以外の者	1時間につき	110	-	削除	-	社会教育課
457 体育施設	日吉多目的広場	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	50	-	削除	-	社会教育課
458 体育施設	日吉多目的広場	全面 アマチュアスポーツに使用する場合	上記以外のもの 上記以外の者	1時間につき	110	-	削除	-	社会教育課
459 体育施設	日吉多目的広場	全面 その他の場合		1時間につき	220	-	削除	-	社会教育課
460 体育施設	東市来運動公園ゴルフ場(12ホール)	個人使用(1人につき)	上記以外の者	1時間につき	20	-	30	10.0	社会教育課
461 体育施設	日吉グラウンドゴルフ場(8ホール)	個人使用(1人につき)	上記以外の者	1時間につき	20	-	30	10.0	社会教育課
462 体育施設	日吉研修棟	個室 宿泊する場合	児童・生徒(成人の指導者又は保護者を含む)、65歳以上の者、身体障害者及び母子寡婦	1泊1人につき	420	-	430	10.0	社会教育課
463 体育施設	日吉研修棟	個室 宿泊する場合	上記以外の者	1泊1人につき	520	-	760	240.0	社会教育課
464 体育施設	日吉研修棟	大広間 研修に使用する場合	上記以外の者	1時間につき	150	-	220	70.0	社会教育課
465 体育施設	日吉研修棟	大広間 宿泊する場合	児童・生徒(成人の指導者又は保護者を含む)、65歳以上の者、身体障害者及び母子寡婦	1泊1人につき	310	-	330	20.0	社会教育課
466 体育施設	日吉研修棟	大広間 宿泊する場合	上記以外の者	1泊1人につき	420	-	660	240.0	社会教育課
467 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(本球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 児童・生徒	1時間につき	130	-	200	70.0	社会教育課
468 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(本球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 上記以外の者	1時間につき	270	-	400	130.0	社会教育課
469 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(本球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	690	-	1,000	310.0	社会教育課
470 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(本球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合 児童・生徒	1時間につき	550	-	800	250.0	社会教育課
471 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(本球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合 上記以外の者	1時間につき	1,100	-	1,600	500.0	社会教育課
472 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(本球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	2,750	-	4,000	1,250.0	社会教育課
473 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(補助球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 児童・生徒	1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課
474 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(補助球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 上記以外の者	1時間につき	220	-	330	110.0	社会教育課
475 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(補助球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	420	-	820	400.0	社会教育課
476 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場(補助球場)	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合 児童・生徒	1時間につき	550	-	660	110.0	社会教育課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課		
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)				
477 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場 (補助球場)	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	1,100	-	1,320	220.0	社会教育課
478 都市公園運動施設	東市来運動公園湯之元球場 (補助球場)	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	2,750	-	3,300	550.0	社会教育課
479 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	130	-	200	70.0	社会教育課
480 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	270	-	400	130.0	社会教育課
481 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	690	-	1,000	310.0	社会教育課
482 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	550	-	800	250.0	社会教育課
483 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	1,100	-	1,600	500.0	社会教育課
484 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	2,750	-	4,000	1,250.0	社会教育課
485 都市公園運動施設	吹上浜公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課
486 都市公園運動施設	吹上浜公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	220	-	330	110.0	社会教育課
487 都市公園運動施設	吹上浜公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	690	-	820	130.0	社会教育課
488 都市公園運動施設	吹上浜公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	550	-	660	110.0	社会教育課
489 都市公園運動施設	吹上浜公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	1,100	-	1,320	220.0	社会教育課
490 都市公園運動施設	吹上浜公園野球場	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	2,750	-	3,300	550.0	社会教育課
491 都市公園運動施設	吹上浜公園野球場	一部使用	児童・生徒	1時間につき	50	-	80	30.0	社会教育課
492 都市公園運動施設	吹上浜公園野球場	一部使用	上記以外の者	1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課
493 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	550	-	690	140.0	社会教育課
494 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	990	-	1,380	390.0	社会教育課
495 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	文化的催物に使用する場合	1時間につき	1,470	-	2,070	600.0	社会教育課
496 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	専用使用 使用者が入場料 を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	1,970	-	2,760	790.0	社会教育課
497 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合	1時間につき	2,950	-	4,140	1,190.0	社会教育課
498 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	文化的催物に使用する場合	1時間につき	4,430	-	6,210	1,780.0	社会教育課
499 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	専用使用 使用者が入場料 を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	5,910	-	8,280	2,370.0	社会教育課
500 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 卓球 1台	児童・生徒	1時間につき	30	-	40	10.0	社会教育課
501 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 卓球 1台	上記以外の者	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課
502 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 バドミントン 1面	児童・生徒	1時間につき	50	-	70	20.0	社会教育課
503 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 バドミントン 1面	上記以外の者	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
504 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 バレーボール 1面	児童・生徒	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
505 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 バレーボール 1面	上記以外の者	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課
506 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 バスケットボール 1面	児童・生徒	1時間につき	150	-	230	80.0	社会教育課
507 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 バスケットボール 1面	上記以外の者	1時間につき	330	-	470	140.0	社会教育課
508 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 フットサル 1 面	児童・生徒	1時間につき	150	-	630	480.0	社会教育課
509 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 フットサル 1 面	上記以外の者	1時間につき	330	-	1,270	940.0	社会教育課
510 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 テニス 1面	児童・生徒	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課
511 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 テニス 1面	上記以外の者	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課
512 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 上記以外のもの 全面	児童・生徒	1時間につき	440	-	630	190.0	社会教育課
513 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 上記以外のもの 全面	上記以外の者	1時間につき	880	-	1,270	390.0	社会教育課

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課			
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)					
514 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 半面	上記以外のもの 児童・生徒	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課	
515 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用 半面	上記以外のもの	1時間につき	440	-	630	190.0	社会教育課	
516 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用	会議室	1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課	
517 都市公園運動施設	吹上浜公園体育館	一部使用	和室	1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課	
518 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園伊集院 ドーム	一部使用	ミーティング ルーム・会議室	1時間につき	110	-	160	50.0	社会教育課	
519 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	370	-	410	40.0	社会教育課
520 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	750	-	820	70.0	社会教育課
521 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	1,880	-	2,050	170.0	社会教育課
522 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	1,130	-	1,230	100.0	社会教育課
523 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	2,260	-	2,460	200.0	社会教育課
524 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	5,650	-	6,150	500.0	社会教育課
525 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	一部使用	全面	児童・生徒	1時間につき	130	-	180	50.0	社会教育課
526 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	一部使用	全面	上記以外の者	1時間につき	270	-	360	90.0	社会教育課
527 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	一部使用	半面	児童・生徒	1時間につき	70	-	90	20.0	社会教育課
528 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	一部使用	半面	上記以外の者	1時間につき	130	-	180	50.0	社会教育課
529 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	個人使用	1人につき	児童・生徒	1回につき	20	-	30	10.0	社会教育課
530 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	個人使用	1人につき	上記以外の者	1回につき	50	-	70	20.0	社会教育課
531 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	個人使用	回数券（1枚に つき1回）	児童・生徒	12枚綴り	220	-	330	110.0	社会教育課
532 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場	個人使用	回数券（1枚に つき1回）	上記以外の者	12枚綴り	550	-	770	220.0	社会教育課
533 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園陸上競 技場		会議室	1時間につき	110	-	130	20.0	社会教育課	
534 都市公園運動施設	吹上浜公園陸上競技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	240	-	310	70.0	社会教育課
535 都市公園運動施設	吹上浜公園陸上競技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	480	-	620	140.0	社会教育課
536 都市公園運動施設	吹上浜公園陸上競技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	1,210	-	1,550	340.0	社会教育課
537 都市公園運動施設	吹上浜公園陸上競技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 児童・生徒	1時間につき	720	-	930	210.0	社会教育課
538 都市公園運動施設	吹上浜公園陸上競技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合 上記以外の者	1時間につき	1,440	-	1,860	420.0	社会教育課
539 都市公園運動施設	吹上浜公園陸上競技場	専用使用	使用者が入場料 を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	3,610	-	4,650	1,040.0	社会教育課
540 都市公園運動施設	吹上浜公園陸上競技場		会議室	1時間につき	110	-	140	30.0	社会教育課	
541 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園プール		児童・生徒 1人につき	1回につき	110	-	160	50.0	社会教育課	
542 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園プール		上記以外の者 1人につき	1回につき	220	-	320	100.0	社会教育課	
543 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園グラウ ンドゴルフ場（8ホール）	専用使用	児童・生徒	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課	
544 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園グラウ ンドゴルフ場（8ホール）	専用使用	上記以外の者	1時間につき	130	-	190	60.0	社会教育課	
545 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園グラウ ンドゴルフ場（8ホール）	個人使用（1人につき）	上記以外の者	1時間につき	20	-	30	10.0	社会教育課	
546 都市公園運動施設	吹上浜公園グラウンドゴル フ場（8ホール×4コース）	専用使用	児童・生徒	1時間につき	420	-	620	200.0	社会教育課	
547 都市公園運動施設	吹上浜公園グラウンドゴル フ場（8ホール×4コース）	専用使用	上記以外の者	1時間につき	840	-	1,240	400.0	社会教育課	
548 都市公園運動施設	吹上浜公園グラウンドゴル フ場（8ホール×4コース）	一部使用（吹上浜公園グラ ウンドゴルフ場1コース）	児童・生徒	1時間につき	110	-	150	40.0	社会教育課	
549 都市公園運動施設	吹上浜公園グラウンドゴル フ場（8ホール×4コース）	一部使用（吹上浜公園グラ ウンドゴルフ場1コース）	上記以外の者	1時間につき	220	-	310	90.0	社会教育課	
550 都市公園運動施設	吹上浜公園グラウンドゴル フ場（8ホール×4コース）	個人使用（1人につき）	上記以外の者	1時間につき	20	-	30	10.0	社会教育課	

日置市公共施設使用料改定一覧表（令和5年4月1日～）

施設名	区分	現行		改定後		改定額 (円)	施設所管課		
		単位	料金 (円)	単位変更	料金 (円)				
551 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 児童・生徒	1時間につき	270	-	290	20.0	社会教育課
552 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 上記以外の者	1時間につき	550	-	580	30.0	社会教育課
553 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	1,370	-	1,450	80.0	社会教育課
554 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合 児童・生徒	1時間につき	440	-	460	20.0	社会教育課
555 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合 上記以外の者	1時間につき	870	-	920	50.0	社会教育課
556 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	専用使用 使用者が入場料を徴収する場合	その他の場合	1時間につき	5,040	-	5,520	480.0	社会教育課
557 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	一部使用 全面	児童・生徒	1時間につき	270	-	290	20.0	社会教育課
558 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	一部使用 全面	上記以外の者	1時間につき	550	-	580	30.0	社会教育課
559 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	一部使用 半面	児童・生徒	1時間につき	130	-	140	10.0	社会教育課
560 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	一部使用 半面	上記以外の者	1時間につき	270	-	290	20.0	社会教育課
561 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	一部使用 4分の1面	児童・生徒	1時間につき	60	-	70	10.0	社会教育課
562 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園サッカー場	一部使用 4分の1面	上記以外の者	1時間につき	130	-	140	10.0	社会教育課
563 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園多目的広場	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 上記以外の者	1時間につき	440	-	450	10.0	社会教育課
564 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園多目的広場	専用使用 使用者が入場料を徴収しない場合	その他の場合	1時間につき	1,100	-	1,120	20.0	社会教育課
565 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園多目的広場	専用使用 その他の場合		1時間につき	4,030	-	4,500	470.0	社会教育課
566 都市公園運動施設	伊集院総合運動公園多目的広場	一部使用 全面	上記以外の者	1時間につき	440	-	450	10.0	社会教育課
567 都市公園運動施設	妙円寺中央公園ゲートボール場	1面		1時間につき	50	-	70	20.0	社会教育課
568 都市公園運動施設	吹上浜公園ゲートボール場	1面		1時間につき	50	-	70	20.0	社会教育課
569 都市公園運動施設	吹上浜公園相撲場		児童・生徒	1時間につき	60	-	90	30.0	社会教育課
570 都市公園運動施設	吹上浜公園相撲場		上記以外の者	1時間につき	130	-	190	60.0	社会教育課
571 吹上歴史民俗資料館	個人入館料		大人	1人1回につき	110	-	160	50.0	吹上支所 教育振興課
572 吹上歴史民俗資料館	個人入館料		児童・生徒	1人1回につき	50	-	80	30.0	吹上支所 教育振興課
573 吹上歴史民俗資料館	団体入館料（10人以上）		大人	1人1回につき	80	-	120	40.0	吹上支所 教育振興課
574 吹上歴史民俗資料館	団体入館料（10人以上）		児童・生徒	1人1回につき	40	-	60	20.0	吹上支所 教育振興課